

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(W e b会議【発注者指定型】)

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(W e b検査【発注者指定型】)

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

(C I M活用業務【受注者希望型】)

第12条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshankata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（目的）

第13条 本業務は、那賀郡那賀町木頭北川字日和田に位置する四ツ足峠トンネル（一般国道195号）の徳島県側（延長968.7m）において、老朽化したトンネル非常用施設の更新計画及び設備機器の見直し検討を行い、工事発注に必要な図面作成及び数量算出を行うことを目的とする。

（設計与条件）

第14条 本業務の設計対象トンネルの与条件は下記のとおりとする。

トンネル名：四ツ足峠トンネル

トンネル延長：総延長1,857m（徳島県側968.7m）

交 通 量：1,747台/日（令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査）

トンネル等級：B等級

通 報 設 備：火災検知器及び消火器設計は行わない。ただし、消化器は流用する。

警 報 設 備：補助警報表示板設計は行わない。

消 火 設 備：消火栓設備設計は行わない。

避 難 誘 導 設 備：誘導表示板は反射式とし、換気設備は無しとする。

（トンネル非常用施設更新検討）

第15条 本業務におけるトンネル非常用施設更新検討の作業内容は下記のとおりとする。

（1）更新計画

最新の交通量データを踏まえ、非常用施設設備等（トンネル等級）を再確認すると共に、必要施設設備の更新計画を策定する。

（2）運用検討

現況施設設備の設置状況とトンネル等級での必要設備を比較検討し、不要な設備機器については撤去計画を行う。また、更新機器の配置、管理体制、システム系統について、経済的なシステム形態を提案し、関係機関（警察・消防）の意向も含めた運用計画を策定する。

（3）設備機器の見直し検討

各設備の仕様の見直しに併せて、制御方法の見直し検討及び警報表示板の仕様の決定を行う。

（4）施工計画及び工程計画

1) 更新・撤去時の施工計画

撤去・更新に伴う機能停止期間を極力少なくできるよう、更新計画を立案する。

また、交通規制を伴う工事については、他の設備を踏まえた総合的な施工実施計画を策定する。

2) 各工事の工程計画

施工計画を基に、工事工程表の作成を行う。

3) 概算工事費

概算数量計算を基に、工事に必要となる概算工事費を算出する。

4) 特記仕様書の作成

各工事機器など、工事発注に必要となる特記仕様書を作成する。

(トンネル非常警報設備詳細設計)

第16条 本業務におけるトンネル非常警報設備詳細設計の作業内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の趣旨・目的を把握、設計内容の確認を行い、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、本仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件）、電気事業者の配電線路の現況、電気通信事業者の通信線路の現況、トンネルの構造・延長、機器等設置場所の確認、他施設との関連、水源、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、本仕様書に示す事項及び貸与資料を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

(4) トンネル非常警報設備設計

- 1) 受注者は、本仕様書で示された条件、現地踏査結果、トンネル構造、トンネルの等級等を基に非常用施設の検討を行い、施設の基本的な事項を決定する。
- 2) 受注者は、詳細に検討を加え、必要な非常用施設を選定して各種機器容量計算、配線容量計算、機器配置計画、各種使用機器及び材料、主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。
- 3) 受注者は、各非常用設備の制御系統に関して、自動及び手動通報設備の検討を行い、合理的な制御系統の設計を行うものとする。

4) 通報設備

- ①受注者は、通報設備について、機器の選定及び仕様、伝送方法、電線・ケーブルの選定と仕様及び配置計画の検討を行い、合理的な通報設備計画を行うものとする。
- ②トンネル内に設置する通報装置（押しボタン式通報装置、非常電話等）については、設置位置及び間隔等について、取扱及び機動性等を考慮して設計するものとする。

5) 警報設備

- ①非常警報装置（警報表示板、点滅灯、警告灯、音信号発生装置等）については、トンネルの規模により、現地の立地条件等を十分考慮して設計するものとする。
- ②警報表示板については、視認性、即応性に優れたものとし、設置場所は表示内容の視認性、判読性に留意する。

6) 避難誘導設備

- ①受注者は、既設の誘導表示板を更新するものとし、トンネル延長等を考慮して、出口までの距離、方向、位置等の表示内容を確認し決定する。

(5) 設計図

受注者は、設計結果に基づき、以下の設計図を作成するものとする。

- 1) 位置図（縮尺1/25,000～1/50,000）
- 2) トンネル平面図（縮尺1/200～1/1,000）
- 3) トンネル坑口平面図（縮尺1/200～1/1,000）
- 4) システム系統図
- 5) 単線結線図
- 6) 機器間配線図
- 7) 機器等配線図（敷地内、室内）
- 8) 機器等据付図
- 9) 据付基礎図
- 10) 装柱図（引込柱含む）
- 11) 配管回線図

12) 仮設機能設計図面

13) 各種撤去図面

(6) 関係機関との協議資料の作成

受注者は、特記仕様書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。

(7) 数量計算

受注者は、決定した施設に対して、各工種毎に電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領に基づき数量（仮設機能数量及び各種撤去数量を含む）を算出するものとする。

(8) 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計図面を基に、システム系統、機器配置計画、通信設備、警報設備、避難誘導設備等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として、電気通信施設設計業務共通仕様書 第1211条に準じて作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル非常警報設備諸元表
- 3) システム系統図
- 4) 設備規模及び設備機器の決定根拠
- 5) 強度検討資料
- 6) 工事実施にあたっての留意事項